

## 【臨時廃止申込】電気工事会社さまからのよくある質問

### 【低圧の臨時契約の廃止・撤去に関して】

- 北海道電力ネットワークへ計器返納すれば、北海道電力へ連絡しなくても臨時契約は廃止となるのか。
  - 北海道電力ネットワークへ計器返納するだけでは契約の廃止手続きとはなりませんので、必ず当社に廃止の連絡をお願いします。
  - なお、託送申込（当社から北海道電力ネットワークへの廃止申込）において、申込日を遡った日付での廃止申込ができないことから、当社への廃止申込は廃止日の1営業日前までをお願いします。
  
- 北海道電力への廃止連絡が済むまでは、計器や引込線を撤去し、北海道電力ネットワークへ連絡していても、電気料金の請求が継続するという事か。
  - 当社への廃止連絡がない限り電気料金の請求が継続する。
  - さかのぼった契約廃止は出来ないため、廃止日の1営業日前までに当社へ連絡願いたい。
  
- 北海道電力の休業日で廃止連絡ができなかった場合も、さかのぼった契約廃止を受付することはできないのか。
  - 受付いたしかねるのでご了承ください。
  
- 小売電気事業者へ廃止の連絡をした後の取扱い（計器の返納場所など）は変わらないのか。
  - 計器や引込線など、設備の関係の取扱いに変更はない。
  
- 北海道電力への臨時の廃止申込はどのようにすれば良いのか。
  - 当社ホームページの[申込みフォーム](#)からお申込みください。外出先でスマホからでもお申込みが可能です。
  - 申込みフォームによるお申込みのほか、お電話（0570-092-300 ガイダンス「2」）でもお申込みいただけます。

以上